

## 佐賀県規則第6号

佐賀県地域産業支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県地域産業支援センター条例施行規則（平成17年佐賀県規則第84号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p data-bbox="286 421 853 451"><u>佐賀県地域産業支援センター条例施行規則</u></p> <p data-bbox="248 467 333 497">（趣旨）</p> <p data-bbox="199 513 1104 624"><b>第1条</b> この規則は、<u>佐賀県地域産業支援センター条例</u>（平成9年佐賀県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="248 639 418 670">（指定の基準）</p> <p data-bbox="199 686 1010 716"><b>第3条</b> 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p data-bbox="232 732 1104 979">(1) <u>佐賀県地域産業支援センター</u>（以下「<u>支援センター</u>」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。 (2) <u>支援センター</u>の施設の平等利用が確保されること。 (3) 前条第1号の事業計画書の内容が、<u>支援センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (4) 略</p> <p data-bbox="248 1038 360 1069">（休所日）</p> <p data-bbox="199 1085 1104 1195"><b>第4条</b> 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち<u>支援センター</u>の休所日は、次に掲げる日を除き、1週間につき2日を限度とする。</p> <p data-bbox="232 1211 409 1241">(1)・(2) 略</p> <p data-bbox="203 1257 293 1287">2 略</p> <p data-bbox="248 1303 389 1334">（開所時間）</p> <p data-bbox="199 1350 1104 1380"><b>第5条</b> 管理の基準のうち<u>支援センター</u>の開所時間は、1日につき</p>	<p data-bbox="1211 421 1868 451"><u>佐賀県産業イノベーションセンター条例施行規則</u></p> <p data-bbox="1173 467 1258 497">（趣旨）</p> <p data-bbox="1124 513 2029 624"><b>第1条</b> この規則は、<u>佐賀県産業イノベーションセンター条例</u>（平成9年佐賀県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="1173 639 1344 670">（指定の基準）</p> <p data-bbox="1124 686 1935 716"><b>第3条</b> 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。</p> <p data-bbox="1158 732 2029 979">(1) <u>佐賀県産業イノベーションセンター</u>（以下「<u>センター</u>」という。）の設置目的の確実な実施が見込まれること。 (2) <u>センター</u>の施設の平等利用が確保されること。 (3) 前条第1号の事業計画書の内容が、<u>センター</u>の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。 (4) 略</p> <p data-bbox="1173 1038 1285 1069">（休所日）</p> <p data-bbox="1124 1085 2029 1195"><b>第4条</b> 条例第3条第4項に規定する管理の基準（以下「管理の基準」という。）のうち<u>センター</u>の休所日は、次に掲げる日を除き、1週間につき2日を限度とする。</p> <p data-bbox="1158 1211 1335 1241">(1)・(2) 略</p> <p data-bbox="1128 1257 1218 1287">2 略</p> <p data-bbox="1173 1303 1314 1334">（開所時間）</p> <p data-bbox="1124 1350 2029 1380"><b>第5条</b> 管理の基準のうち<u>センター</u>の開所時間は、1日につき12時</p>

改正前	改正後
<p>12時間以上とする。 （使用の制限）</p> <p><b>第6条</b> 管理の基準のうち指定管理者が<u>支援センター</u>の施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>支援センター</u>の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合</p> <p>(2) <u>支援センター</u>内の秩序を乱すおそれがある場合</p> <p>(3) <u>支援センター</u>の施設又は設備をき損するおそれがある場合</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 管理の基準のうち指定管理者が<u>支援センター</u>の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 指定管理者は第1項第5号の規定により<u>支援センター</u>の施設の使用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。</p> <p>（事業報告書の提出）</p> <p><b>第8条</b> 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>支援センター</u>の管理の業務に関する事業報告書</p> <p>(2) 略</p> <p><b>様式</b>（第7条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者 印</p> <p>佐賀県地域産業支援センター条例第4条第3項の規定により、</p>	<p>間以上とする。 （使用の制限）</p> <p><b>第6条</b> 管理の基準のうち指定管理者が<u>センター</u>の施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) <u>センター</u>の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合</p> <p>(2) <u>センター</u>内の秩序を乱すおそれがある場合</p> <p>(3) <u>センター</u>の施設又は設備をき損するおそれがある場合</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 管理の基準のうち指定管理者が<u>センター</u>の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる場合は、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 指定管理者は第1項第5号の規定により<u>センター</u>の施設の使用の制限をしようとするときは、知事に協議しなければならない。</p> <p>（事業報告書の提出）</p> <p><b>第8条</b> 指定管理者は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>センター</u>の管理の業務に関する事業報告書</p> <p>(2) 略</p> <p><b>様式</b>（第7条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">代表者</p> <p>佐賀県産業イノベーションセンター条例第4条第3項の規定に</p>

改正前	改正後
<p>次のとおり利用料金の承認を申請します。</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>支援センター</u>の維持管理に必要な費用</p> <p>3～5 略</p>	<p>より、次のとおり利用料金の承認を申請します。</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>センター</u>の維持管理に必要な費用</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、様式の改正規定（「印」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。